コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　ENDO MANUFACTURING CO.,LTD.

最終更新日：2021年3月29日
株式会社遠藤製作所
代表取締役社長　渡部　大史
問合せ先：専務取締役管理本部担当　石原　睦
証券コード：7841
http://www.endo-mfg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、安定的な企業価値の向上を目指すために、コンプライアンスはもとより、経営の機動性の向上と経営監視機能の強化、透明性の向上が経営の最重要課題であると認識しております。そのために、監査役会設置型の経営機構を採用し、取締役会及び監査役会の機能を強化することにより、信頼経営を維持・継続することをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社遠藤栄松ファンデーション	1,942,000	22.03
ノムラピービーノミニーズ　テイーケーワンリミテッド	677,800	7.69
ゴールドマンサックスインターナショナル	606,379	6.88
遠藤新太郎	436,500	4.95
NPBN-SHOKORO LIMITED	428,400	4.86
株式会社第四北越銀行	400,000	4.54
遠藤栄之助	380,000	4.31
遠藤テイ子	304,400	3.45
内藤征吾	282,300	3.20
株式会社日本カストディ信託銀行（信託口）	251,400	2.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．平成28年6月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、タワー投資顧問株式会社が平成28年6月17日現在で1,665千株を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、タワー投資顧問株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。
大量保有者　タワー投資顧問株式会社
住所　東京都港区芝大門1丁目2番18号野衣ビル2階
保有株券等の数　株式　1,665,000株
株券等の保有割合　17.63%

2．当社は自己株式626千株を保有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野　榮偉	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野　榮偉		―――	佐野榮偉氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外監査役在任期間において、税務署長及び税理士として培われた財務・税務知識を、当社の監査に活かしていただいており、今後はその豊富な知識、見識を当社の企業経営の透明性を高めるため、客観的視点から監督に活かしていただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、各年度の四半期または必要に応じて打ち合わせを行なうとともに、監査の実施状況、監査結果について説明・報告を受け、意見交換を実施する等相互に連携を図っております。
監査役は、内部監査部門（内部監査室）より定期的に監査報告を受けるとともに、必要に応じて監査の実施状況、監査結果について説明・報告を受け、意見交換を実施する等相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
相馬　卓	弁護士													
長橋　昇	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相馬　卓		―――	弁護士として培われた法務知識を、当社の監査に活かしていただくためです。
長橋　昇	○	―――	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税務署長及び税理士として培われた財務・税務知識を、当社の監査に活かしていただくためです。 同氏は当社と一切の取引関係がなく、一般株主との利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績の達成度合に連動した株式報酬を導入しています。
社外取締役及び監査役に対しては、監督又は監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献することを目的として業績の達成度合とは連動しない株式報酬を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

公正・透明性を図るため、総額表示ではありますが、取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査室、総務人事部及び経理部が、社外取締役及び社外監査役に対し当社の情報や内部監査状況の報告をしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会）
取締役会は、5名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。また、機動的な経営体制を構築するため、取締役任期は1年であります。経営上の重要案件や経営方針・計画を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。
なお、構成員は、本定時株主総会後、代表取締役社長渡部大史（議長）、取締役石原睦、取締役村田國弘、取締役遠藤新太郎、社外取締役佐野榮偉であります。
（監査役・監査役会）
当社は、監査役会設置型の経営機構を採用しております。監査役会は、本定時株主総会後、監査役3名（うち弁護士1名、税理士1名）で構成されており、そのうち2名が社外監査役であり、客観的な観点で独立性を確保しております。
なお、構成員は、常勤監査役石井登（議長）、社外監査役相馬卓、社外監査役長橋昇であります。
（会計監査人）
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、四半期レビュー及び期末監査を受けております。また経理全般並びに内部統制上の案件について適宜助言を受けております。
（経営協議会）
経営協議会は、経営トップと常勤取締役並びに部課長により構成されており、毎月1回開催されております。取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役会又は代表取締役から委任された重要事項の審議、具体的内容の決定、進捗の報告を行ないます。
なお、構成員は、代表取締役社長渡部大史はじめ、常勤取締役及び社長が指名する課長、課長代理以上の管理職の従業員並びに常勤監査役1名であります。
（内部監査室）
社長直轄の内部監査室は、各部門の業務全般の適正性について定期的に内部監査を実施し、監査結果を社長に報告しております。また、併せて監査役に報告する等、情報交換を行い連携を図っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

監査役は、取締役会等に出席して取締役の業務執行状況について監視し、また内部監査室から情報収集する等、監督機能を高めております。 現状の社外監査役2名を含む監査役会による客観的、かつ中立の立場での監査が機能しており、取締役会の業務執行を監督するための独立性を確保していることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会の招集通知は、総会開催日の3週間前までに東京証券取引所のWEBサイトに公開するとともに、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算説明会を年1回実施しております。 （2020年12月期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を見合わせております。）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を選任し、経営戦略室、経理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員倫理規程、倫理行動指針、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程において、法令等の遵守すべき事項を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成20年5月13日開催の当社取締役会において決議し、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改訂しております。
当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
⑴ 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
⑵ コンプライアンス事務局（総務人事部内）を中心にコンプライアンスの推進、教育、研修等の実施を行っていく。すべての役職員は、企業行動指針の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。また内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を図るため通報窓口をコンプライアンス事務局(総務人事部内)及び内部監査室に置く。
⑶ 代表取締役社長直轄の内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長に報告する。
⑷ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、作成保存する。なお、文書の保存期間及び保管場所は、「文書管理規程」に定めるところによる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社グループのリスクを総括的に管理する「リスク管理委員会」は、管理部門担当取締役が委員長となり、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」および「リスク管理規程」等に基づき体系的に管理する。
⑵「リスク管理委員会」は、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
⑶ 監査役および内部監査室はグループ各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
⑵ 代表取締役社長が主宰する経営協議会において、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役会または代表取締役から委任された当社の業務執行に関する重要事項の審議、具体的内容の決定、進捗の報告を行う。

5．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
⑴「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対するコンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について適切な管理を行う。
円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、必要に応じて関係者連絡会議を開催する。
⑵ 監査役と内部監査室は、定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会および関係会社連絡会議に報告する。
⑶ 取締役会および関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告する。
⑵ 監査役に報告を行なった当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 代表取締役社長は、監査役と各年度の上半期と下半期に各1回以上定期的会合を持つ。
⑵ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。
⑶「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および会計監査人と密接な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
⑷ 監査役は、会計監査人と各年度の四半期に1回以上定期会合を行う機会を確保する。
⑸ 監査役の職務の執行について生じる費用は請求により、会社は速やかに負担するものとする。

9．財務報告の信頼性を確保する体制
財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムの構築を行い、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより適切な運営を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は，次のとおりです。

1. 当社及び関係会社において、内部情報の適時開示に関する事項が発生した場合は、経営戦略室及び経理部の各情報開示担当者は、その情報内容を調査、確認し、速やかに情報開示責任者（管理本部担当取締役）に報告する。
2. 情報開示責任者は、代表取締役社長に報告する。
3. 代表取締役社長は、（臨時）取締役会を開催し（取締役会付議基準事項の場合）、取締役会承認後、内部情報管理の徹底を図るとともに情報開示を行う。
（ただし、緊急その他やむを得ない事由により取締役会付議できない場合は、代表取締役社長が承認し情報開示を行う。その際は、取締役会規程により事後承認を受けるものとする。）

【参考資料：模式図】

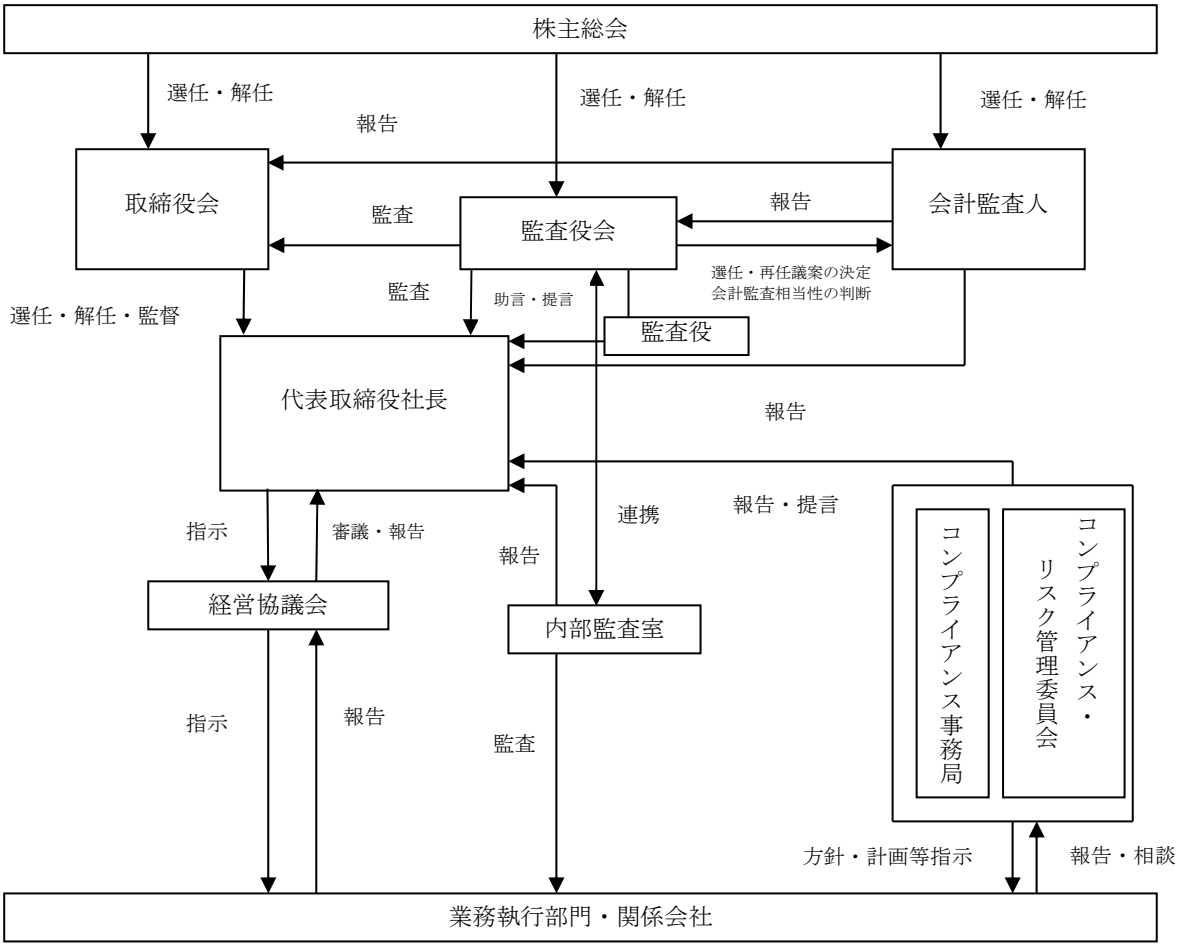
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
取締役会
監査
監査役会
報告
会計監査人
選任・再任議案の決定
会計監査相当性の判断
監査
助言・提言
選任・解任・監督
監査役
代表取締役社長
報告
連携
報告・提言
指示
審議・報告
報告
経営協議会
内部監査室
コンプライアンス事務局
コンプライアンス・リスク管理委員会
指示
報告
監査
方針・計画等指示
報告・相談
業務執行部門・関係会社

会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下のとおりであります。

